



◇◆ 新宿ビスタウンメール 2020年3月12日臨時号



～国の新型コロナウイルスに関する緊急対応策(第2弾)について～

---

発行：新宿区産業振興課

---

3月10日に国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策(第2弾)が発表されました。

新たに発表された主な施策についてご案内します。

---

\*目次\*

<1> 経済産業省施策

- ・資金繰り支援
- ・設備投資、販路開拓支援
- ・経営環境の整備

<2> 厚生労働省施策

- ・個人向け緊急小口資金
- ・小学校休業等対応助成金の創設
- ・雇用調整助成金の特例措置拡大
- ・時間外労働等改善助成金の受付開始

<3> 区の施策

- ・緊急制度融資の実施準備について
- 

---

<1> 経済産業省施策

---

経済産業省が作成した、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様への支援内容をまとめたパンフレットが更新されました。

パンフレットはこちら↓

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

経産省 HPはこちら↓

<https://www.meti.go.jp/index.html>

以下、今回発表された新たな施策の概要です。  
詳細については各問合わせ先にご確認ください。

#### 【資金繰り支援】

##### ・実質的な無利子、無担保融資の実施

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（フリーランスを含む）に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。

##### [問合せ先]

日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

<https://www.jfc.go.jp/n/inquiry/>

##### ・マル経融資の金利引き下げ

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引き下げます。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長します。

##### [問合せ先]

日本政策金融公庫新宿支店 03-3343-1261

<https://www.jfc.go.jp/>

東京商工会議所新宿支部 03-3345-3290

<https://www.tokyo-cci.or.jp/>

・危機対応業務／危機関連保証を措置

- ①危機対応業務：商工中金及び日本政策投資銀行を通じて、大企業・中堅企業・中小企業への資金繰り支援を実施。
- ②危機関連保証：全国・全業種の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠(2.8億円)を措置。

[問合せ先]

- ①中小企業金融相談窓口 03-3501-1544
  - ②東京信用保証協会新宿支店 03-3344-2251
- <https://www.cgc-tokyo.or.jp/index.html>

・資金繰り支援全般に関する相談窓口を設置

- [中小企業金融相談窓口] 03-3501-1544（平日・休日 9:00～17:00）  
[金融庁相談ダイヤル] 0120-156811（平日 10:00～17:00）  
※IP 電話からは 03-5251-6813

**【設備投資・販路開拓支援】**

・生産性革命推進事業

サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓、事業継続力強化に資するテレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援します。具体的には、

- ①ものづくり・商業・サービス補助
- ②持続化補助
- ③IT 導入補助

の採択審査において、今般の感染症の影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者に対して加点措置を講じます。

[問合せ先]

- 中小企業基盤整備機構企画部 03-6459-0866  
<https://seisansei.smrj.go.jp/>

## 【経営環境の整備】

・下請取引

- ①下請取引における納期等に関して、配慮を要請
- ②個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮を要請
- ③下請Gメンによる実態把握

[問合せ先]

①②：下請かけこみ寺 0120-418-618

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

③：関東経済産業局 048-600-0324

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/Gmenhoumon.htm>

---

## 〈2〉 厚生労働省施策

---

厚生労働省では、緊急対応策として以下の施策が創設、追加されました。  
詳細は厚生労働省のホームページでご確認ください。

厚労省 HP はこちら↓

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

## 【生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施】

収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）について、特例措置を設けます。

詳細はこちら↓

<https://www.mhlw.go.jp/content/12003000/000606493.pdf>

## 【小学校休業等対応助成金の創設】

今般の新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により影響を受ける労働者を支援するため、労働者を有給で休ませる企業に対し助成する仕組みを設けます。

詳細はこちら↓

<https://www.mhlw.go.jp/content/11911000/000605806.pdf>

また、個人事業主やフリーランスの方についても、支援制度を設けます。

詳細はこちら↓

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000606357.pdf>

#### 【雇用調整助成金特例措置の追加実施】

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、令和2年2月14日及び2月28日に雇用調整助成金に係る特例措置を講じていますが、さらなる特例措置を講じます。

- ① 雇用保険被保険者期間が6か月未満の労働者を助成対象とする
- ② 過去に受給していた事業主に対する受給制限を廃止する

詳細はこちら↓

<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000606456.pdf>

#### 【時間外労働等改善助成金の特例的なコースの申請受付開始】

新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入し、又は特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援するため、既に今年度の申請の受付を終了していた時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例的なコースを新たに設け、受付を開始しました。

テレワークコースの詳細はこちら↓

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000605120.pdf>

職場意識改善コースの詳細はこちら↓

<https://www.mhlw.go.jp/content/000605216.pdf>

---

### <3> 区の施策

---

#### 【緊急制度融資の実施準備について】

区では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業への支援として、新たな制度融資の実施に向け準備中です。  
詳細については、決まり次第区のホームページでお知らせします。

[https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01\\_000001\\_00005.html](https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000001_00005.html)

---

このメールマガジンに掲載されている情報については、内容が変更されたり終了している場合もありますので、必ず詳細を直接主催者にご確認ください。

本メールマガジンの配信解除は下記アドレスからお手続きください。

[https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01\\_002144.html](https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_002144.html)

このメールには返信できません。

不明な点等ございましたら、下記問合せ先までお尋ねください。



---

新宿区文化観光産業部産業振興課

〒160-0023 新宿区西新宿 6-8-2 B I Z 新宿

電話番号：03-3344-0701

FAX 番号：03-3344-0221

インターネットによるお問合せ：

[https://www.city.shinjuku.lg.jp/soshiki/261100shoko\\_00001.html](https://www.city.shinjuku.lg.jp/soshiki/261100shoko_00001.html)

